

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律を廃止する法律案

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（平成二十八年法律第百十五号）は、廃止する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。



理由

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律を廃止  
する法律案

右の議案を提出する。

平成二十九年十二月六日

提 出 者

初鹿 明博  
高井 崇志  
阿部 知子

森山 浩行  
大河原雅子  
山崎 誠

篠原 豪

笠井 亮  
塩川 鉄也

玉城デニ

吉川 元